

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 市民病院
令和6年度分 必要に応じて令和7年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和7年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和7年5月30日～令和7年7月22日 |
| 6 | 監査の結果 | |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

未収金のうち、医業収益の過年度未収金は、前年度末と比較して 286 件、10,317,304 円の増であり、令和7年3月末現在で 4,164 件、101,296,917 円である。

また、医業外収益の過年度未収金は、令和7年3月末現在で 562,261 円である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

ア 所得税法第185条第1項第1号は、給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う給与等について徴収すべき所得税の額を、給与所得の源泉所得税額表の甲欄により求める旨規定し、同法第185条第1項第2号は、前号及び次号（労働した日又は時間によつて算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与等）に掲げる給与等以外の給与等について徴収すべき所得税の額を、給与所得の源泉所得税額表の乙欄により求める旨規定している。

また、同法第186条第1項第1号は、給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う賞与につ

いて徴収すべき所得税の額を、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の甲欄により求める旨規定し、同法第 186 条第 1 項第 2 号は、前号に掲げる賞与以外の賞与について徴収すべき所得税の額を賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の乙欄により求める旨規定している。

さらに、国税庁長官の発出する所得税基本通達「法第 194 条《給与所得者の扶養控除等申告書》及び第 195 条《従たる給与についての扶養控除等申告書》関係」における通達 194・195－6（年の途中で退職した者に係る給与所得者の扶養控除等申告書等の効力）は、給与所得者の扶養控除等申告書は、年の中途においてその提出を経由した給与等の支払者のもとを退職した場合には、これらの申告書はその退職により効力を失うと規定している。

この場合の取り扱いについて、国税庁ホームページタックスアンサー No. 2739「退職後に支給される給与等の源泉徴収」では、「給与所得者の扶養控除等申告書は、その給与所得者が提出の際に經由した給与等の支払者のもとを退職したときにその効力を失うものとされている。

したがって、退職後その年中に給与等の支給をする時において、その退職した者がほかの給与等の支払者を経由して給与所得者の扶養控除等申告書を提出していないことが明らかな場合を除き、退職者に退職後に支給期が到来する給与等を支払う場合には、原則として給与所得の源泉徴収税額表の乙欄により源泉徴収税額を求める」旨記載されている。

しかしながら、職員 A（令和 2 年 5 月末日に退職）に対して令和 2 年 6 月に支給した賞与、職員 B（令和 4 年 5 月末日に退職）に対して令和 4 年 6 月に支給した賞与及び 12 月に支給した給与・賞与の改定差額分並びに職員 C（令和 5 年 11 月末日に退職）に対し令和 5 年 12 月に支給した賞与及び同じく令和 5 年 12 月に支給した給与・賞与の改定差額分に係る源泉徴収の際、給与については所得税法第 185 条第 1 項第 2 号イにより「給与所得の源泉徴収税額表」の乙欄を、賞与については同法第 186 条第 1 項第 2 号イの規定により「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の乙欄を適用し源泉徴収するべきところ、誤ってそれぞれ甲欄を適用したことにより、源泉所得税 32,426 円（職員 A は 8,032 円、職員 B は 8,949 円、職員 C は 15,445 円）が過少に徴収されていたことが、令和 6 年 2 月の税務署による税務調査で判明した。

これに伴い、令和 6 年 5 月 13 日に過少徴収分の所得税が税務署に支払われていた。

イ 岐阜市病院事業企業会計規程第 44 条は、主管課長は、事業年度、支出科目、支出金額、債権者名等が適正であるか否か調査し、支出伝票を作成し、管理者の決裁を受けなければならない旨規定している。

しかしながら、令和 6 年 4 月に託児所を利用した職員 A の託児料 20,200 円を 5 月支給の給与から控除する情報としてパソコンへ入力する際、誤って入力したことにより、職員 B の 5 月支給の給与から 20,200 円控除されていた。

今後は、所得税法及び岐阜市病院事業企業会計規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

[意見事項]

(1) USBメモリの管理の徹底について

令和 6 年 9 月 26 日以降、看護師 A は、看護研究に係るデータ整理のため、病棟師長から、長期間 USB メモリを持ち出していた。期間中は、鍵の掛かる個人ロッカーで保管していたが、鍵の掛からない自己のレターケースに保管することもあったため、11 月 5 日に、看護師 A が当該 USB メモリを自己のレターケースに戻したつもりで帰宅したところ、翌日、紛失していることが判明した。

今後は、同様の事案が起こらないよう USB メモリの適切な管理を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に努められたい。